



不法滞在・不法就労防止に

皆様のご協力をお願いします！

情報の提供をお待ちしています！



不法就労となる3つのケース

1 不法就労者が働くケース

例：密入国した人やオーバーステイの人が働く

2 入国管理局から働く許可を受けない就労

例：観光や知人訪問等で入国して働く場合など

3 入国管理局から認められた範囲を超えた就労

例：外国料理店のコックとして入国した者が機械工場の単純労働者として働くなど

警察では、六月を外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止の活動月間として取締りを強化しています。我が国に約六万二千人（平成二五年一月現在）が存在すると推定される不法滞在者は、その多くが不法就労しているとみられ、窃盗、強盗など市民が不安を感じる犯罪への関与など、日本の治安に大きな影響を及ぼしています。あなたの身近で「もしや」と感じたら、迷わず警察への通報をお願い致します。

就労の認められていない外国人を雇用したり、それを知りつつ雇用斡旋をしたり、不法入国を援助した場合は法律の規定により刑事処分を受けることがあります。また、事業主が、外国人を雇用する際は、在留カードを確認することが法律で義務付けられています。

在留カードの確認は 事業主の義務です！

外国人雇用の確認ポイント



在留カードの確認を怠った場合

三年以上の懲役 300万円以下の罰金

外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合にも、処罰が適用されます。「改正入管法七三条の二」

- 在留カードの有無を確認して下さい。
- ・ 在留カードを持っていない場合は原則として就労不可です
- 表面の「就労制限の有無」欄を確認して下さい。
- ・ 就労不可の記載がある場合は、原則雇用出来ません
- 裏面の「資格外活動許可欄」を確認して下さい。
- ・ 上記の就労不可の場合でも、時間や場所等の制限付きで許可される場合に記載される

「何か変だなあ～」と感じたら

迷わず警察へ！



沖縄県警察本部 862-0110
石川警察署 964-4110